

悪質商法に気を付けましょう

高齢者を狙った事例が多発しています。平成28年度、市消費生活センターに寄せられた相談は699件。そのうち65歳以上の高齢者が関わる相談が約228件(33%)ありました。

高齢者の多くが抱えている「お金」と「健康」に関する不安に悪質業者が巧みに付け込むケースがみられます。

また、一人で自宅にいて「孤独」を感じる高齢者も少なくなく、訪問販売や電話勧誘販売などのトラブルにも遭いやすいため、注意しましょう。

【問】商工政策課(古河庁舎) ☎22-5111

【相談内容】 電話勧誘

「市内で有料老人ホームの建設工事が始まるので、ご迷惑をかける」と電話がかかってきた。その後、大手証券会社を名乗る人から「新しくできる有料老人ホームは、地域の人が優先的に入居できる権利がある。入居したい人がいるので権利を譲ってほしい」と電話があった。翌日、大手証券会社を名乗る人からまた電話があり断ると、「あなた名義の権利を他の人に譲ったので罪になる」と言われた。譲った覚えはなくどうしたらよいか。

【対応】

有料老人ホームの建設予定はなく、入居者権利はウソの説明です。断っているのですから相手にしないことです。今後は電話に出ないようにしましょう。

～センターからのアドバイス～

「名前を貸すだけ」などと説明されても、後からさまざまな口実で金銭を要求されます。一度お金を払ってしまうと次々と請求され、取り戻すことが極めて困難です。金銭の要求には応じないようにしましょう。



古河市消費生活センターのご案内

「おかしいな」「不安だな」と思ったらすぐにご相談ください。相談は無料です。

場所 古河庁舎2階(商工政策課内)

相談日 月曜日～金曜日

時間 午前9時～正午、午後1時～4時

電話番号 ☎23-1718

三和庁舎で出張相談を行っています

【毎月第4火曜日】

※詳細は問い合わせください。

出前講座開催中

最新の悪質商法の手口や対処法、被害に遭ってしまったら……など、消費生活相談員がわかりやすく説明します。

【申込・問】商工政策課 ☎22-5111

